

大野城市議会基本条例

平成26年12月1日条例第27号

改正

平成27年5月8日条例第23号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 議会と市長等の関係（第6条－第11条）

第3章 市民との情報共有（第12条・第13条）

第4章 議員間討議及び政策提案（第14条・第15条）

第5章 議会及び議会事務局の体制整備（第16条－第20条）

第6章 見直し手続等（第21条・第22条）

附則

大野城市議会は、大野城市民の直接選挙により選ばれた議員による合議制の意思決定機関であり、同じく市民の直接選挙で選ばれた大野城市長は、独任制の執行機関である。

この二元代表制のもと、議会と市長は、相互の抑制と均衡を図り緊張関係を保ちながら、それぞれの特性を最大限に活かして、市民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指すべき共通の使命を負っている。

とりわけ議事機関である議会には、政策立案や政策提言の機能及び執行機関の市政運営に対する監視機能を高めていくことが求められている。その実現のためには、議員相互間で自由闊達な議論を行い、議会意思の形成へと集約させることが重要である。

さらに議会は、市民への情報提供とともに活発な意見交換に努め、公平・公正で透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進していかなければならない。

これらの達成に向けて、議会及び議員が果たすべき役割と責務の重さを強く自覚し、議会の権能をさらに高め、市民の負託と信頼に応えていくことを基本理念として、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、大野城市議会（以下「議会」という。）と大野城市議会議員（以下「議員」という。）の役割及び議会活動に関する基本的事項を定めることにより、議会

が地方自治の本旨に基づき、品格ある合議制の機関としてその権能を発揮し、大野城市の発展と大野城市民（以下「市民」という。）の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。

- （1） 政策の決定に関わる議案等の審査機能並びに市政の公平及び透明性を確保するための監視機能を果たすこと。
- （2） 提出された議案の審議又は審査を行うほか、政策立案や政策提言（以下「政策立案等」という。）を行うに当たっては、議員相互の議論を十分に尽くして、合意形成に努めること。
- （3） 市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を的確に把握し、市政に反映させること。

（委員会）

第3条 議会は、議案の詳細な審査や多種多様な行政課題の調査研究を行うために、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条第1項の規定に基づき、次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を設置するほか、必要に応じて特別委員会を設置するものとする。

- （1） 総務企画委員会
- （2） 福祉文教委員会
- （3） 都市環境委員会
- （4） 予算委員会

2 前項の規定に基づく委員会の運営等については、別に条例で定める。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。

- （1） 議会が言論の場であることを十分認識し、議員相互の自由な議論を重んじること。
- （2） 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努め、市民の代表者としてふさわしい活動を行うこと。
- （3） 議会を構成する一員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

（会派）

第5条 議員は、同一理念を共有する他の議員とともに、議会活動を円滑に実施するため

に、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議員活動を支援するとともに、政策立案等のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。
- 3 会派に関し必要な事項については、別に定める。

第2章 議会と市長等の関係

(形成過程にある市の政策等の説明)

第6条 議会は、形成過程にある市の政策、計画及び事業（以下この条において「政策等」という。）について、市長及びその他の執行機関（以下「市長等」という。）に対して、必要に応じ次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景と今日に至るまでの経緯
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 市民参加実施の有無とその概要
- (4) 大野城市総合計画との整合性
- (5) 関係のある法令、条例等
- (6) 財源措置と将来にわたる費用対効果

(議員と市長等の関係)

第7条 議員は、市長等との緊張関係の保持に努めなければならない。

- 2 一般質問は、より議論を深めるために、一問一答の方法により行う。
- 3 本会議又は委員会（以下「本会議等」という。）に出席した市長等は、論点及び争点を明確にする目的において、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問することができる。

(発言の取消し勧告)

第8条 議長又は委員長等は、本会議等において不穏当な発言を行った者に対し、発言の取消しを勧告することができる。

(議決事件)

第9条 議会は、市が総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止をしようとするときは、これを法第96条第2項の規定により議決事件とする。

(議会意見の尊重)

第10条 議会は、第6条の規定により説明を受けた事項につき、議会で意見集約を行なっ

た場合は、市長等に対しその意見を尊重するよう求めるものとする。

(附帯決議への対応)

第11条 議会は、市長等に対し、本会議等において可決された附帯決議に関する事後の状況等の報告を求めることができる。

第3章 市民との情報共有

(情報共有及び意見交換)

第12条 議会は、議会活動に関して市民に対し情報を公開し、情報の共有に努めなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則公開するとともに、市民の傍聴等を促進する積極的な取組を進めるものとする。

3 常任委員会は、閉会中においても所管事務調査を実施し、積極的な政策立案等に努めるものとする。この場合において、当該委員会は、委員と市民が自由に情報及び意見を交換する場を設けることができるものとする。

(情報発信及び議会報告会)

第13条 議長は、議案審議の結果等、議会における活動全般について議会ホームページ等を活用して情報の発信に努めなければならない。

2 議会は、市民に対し、議会活動に関する議会報告会を行うものとする。

3 議会報告会に関し必要な事項については、別に定める。

第4章 議員間討議及び政策提案

(議員間討議)

第14条 議員は、議員間の討議により議論を尽くし、議会の意思を決定するよう努めなければならない。

2 議長及び委員長は、議員間での討議を中心に会議を運営し、その結果が市政に反映されるよう努めるものとする。

(政策検討会議)

第15条 議会は、市政に関する重要な施策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、意見を集約するため、政策検討会議を開催することができる。

2 政策検討会議に関する必要な事項は、別に定める。

第5章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員定数)

第16条 法第91条第1項の規定により、議会の議員定数は20人とする。

2 議員定数の変更にあたっては、市政の現状、課題、将来予測等を十分に考慮し、市民の意見の聴取に努めなければならない。

(定例会の回数)

第17条 議会の定例会は、年4回とする。

2 定例会の時期は、大野城市議会の定例会の時期に関する規則（昭和35年規則第43号）に定めるところによる。

(議員研修の充実等)

第18条 議会は、監視機能の強化、議員の政策立案等の能力向上その他この条例の理念の実現のために必要な議員研修を積極的に実施しなければならない。

2 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実及び機能強化に努め、その有効活用を図るものとする。

(政務活動費)

第19条 大野城市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第3号）に定めるところにより政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、これを適正に執行しなければならない。

2 議長は、政務活動費による活動状況及び収支状況の概要を議会ホームページ等により公表するものとする。

(議会事務局)

第20条 議会に法第138条第2項の規定により、議会事務局を置く。

2 議会は、政策立案等の機能を高めるため、議会事務局の機能強化に努めるものとする。

3 議会事務局の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心掛けるものとする。

第6章 見直し手続等

(見直し手続)

第21条 議会は、必要に応じて、この条例の見直しについて、議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、見直しが必要と判断したときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(その他)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(大野城市議会議員定数条例の廃止)

2 大野城市議会議員定数条例（平成14年条例第26号）は、廃止する。

(大野城市議会定例会条例の廃止)

3 大野城市議会定例会条例（昭和35年条例第60号）は、廃止する。

(大野城市議会事務局設置条例の廃止)

4 大野城市議会事務局設置条例（昭和34年条例第59号）は、廃止する。

附 則（平成27年5月8日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大野城市議会基本条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。